

## 資料 11 広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連への加盟について

### 1 はじめに

広域通信制高等学校が多様な展開を図っている状況を踏まえ、生徒の健全な発達を促す体育・スポーツ活動の普及・発展という高体連の目的に鑑み、広域通信制高等学校の都道府県高体連への加盟等の取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

### 2 対象校の種別

この申し合わせの対象とする広域通信制高等学校とは、法令上の根拠を有する広域通信制高等学校本校並びに連携・協力する技能教育施設、協力校及び本校の管下にある学習センター等（以下連携校等と言う）とする。

法令上の根拠を有しないいわゆるサポート校は対象校としない。

### 3 都道府県高体連への加盟

都道府県高体連への加盟については、各都道府県高体連が別に定める規定による。

都道府県高体連に加盟を希望する広域通信制高等学校本校及び連携校等は、それぞれの所在地のある都道府県高等学校体育連盟会長に代表者名（※注）で加盟を申請する。

この場合、加盟申請する本校並びに連携校等として、部活動が教育活動の一環に位置付けられ、責任ある顧問教員の指導のもとに適切に継続して運営が行われていることが必要である。

（※注）

○本校の場合は学校長名、連携校等の場合は本校学校長・連携校等の代表者の連名

○連携校等の加盟承認後は連携校等の代表者を学校長の代理として扱うことができる。但し、連携校等における責任は学校長も負うものとする。

○連携校等の校名標記については、連携校等名を従的に表す

### 4 活動状況の把握と確認

加盟申請に際し、都道府県高体連は部活動の状況等を把握、確認するために必要な書類の提出を求めるものとする。

なお、加盟承認後、活動状況等に変更が生じた場合は代表者名で直ちに当該都道府県高体連に届け出るものとする。また、都道府県高体連は当該校の活動状況等について随時確認することができる。

（※提出書類等の例）

ア 運動部活動を教育活動の一環として位置付けている資料（学校案内、学校要覧、学校教育計画、学校経営計画等）

イ 運動部活動を日常的・継続的に行っているスポーツ施設等とその所在地

ウ 運動部の活動計画（年間・月間、活動時間帯等）、活動日誌

エ 学年別・年次別在籍生徒数、部員名簿（氏名、住所等）

オ その他必要と思われるもの

### 5 大会等への参加資格

全国高等学校総合体育大会への参加資格は開催基準要項 12 項の大会参加資格によるものとする。また、同大会の引率責任者及び監督・コーチについても同要項の 11 項の引率・監督によるものとする。また、連携校等の引率責任者については本校の校長が認める連携校等の職員とする。

なお、加盟対象校ではないいわゆるサポート校の都道府県高体連主催大会等への参加については各都道府県高体連が別途定める規定に従い、適切に取り扱うものとする。

附 則 平成 5 年 11 月 19 日制定（平成 6 年度より実施）

平成 19 年 3 月 3 日改正

平成 25 年 5 月 21 日一部改正「表記の変更」

平成 26 年 5 月 20 日全面改正「サポート校の加盟対象からの除外」

（全面改正の完全施行は平成 29 年度からとし、加盟済みのサポート校については平成 28 年度までを経過措置期間とする。ただし、平成 27 年度以降の新規加盟についてはサポート校を加盟対象外とする。）